

第 53 号議案

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市港湾施設条例（昭和48年 4 月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第15条関係）		別表第 1（第15条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
青果物	1 月につき <u>5,954,300</u>	青果物	1 月につき
上屋	円	上屋	1 T 1 上屋 8,460,100円
			2 T 3 上屋 1,708,012円
			3 U 上屋 5,954,300円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

第 2 条 神戸市港湾施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 2 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 2 条による改

正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前								
<p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p><u>（港湾幹線道路に係る使用料の特例）</u></p> <p>3 <u>別表第1の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる施設に係る使用料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">港湾幹線道路</td> <td style="padding: 5px;"> 新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につき 1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円 2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円 </td> </tr> </table>	港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につき 1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円 2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円						
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につき 1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円 2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円								
<p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フェリ一用可動橋</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	フェリ一用可動橋	[略]	<p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フェリ一用可動橋</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	フェリ一用可動橋	[略]
[略]	[略]								
フェリ一用可動橋	[略]								
[略]	[略]								
フェリ一用可動橋	[略]								

港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被牽引自動車を除く。）をいう。） 1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円</p>
[略]	[略]

備考

1～5 [略]

摩耶大橋	<p>自動車（道路交通法第3条に規定する大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同法第2条第1項第11号に規定する軽車両を連結している同項第9号に規定する自動車であつて、当該自動車及び軽車両の車軸の合計が3以上のものをいう。以下同じ。）</p> <p>1台1回につき、午前8時から午後8時まで 110円</p>
港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円</p>
[略]	[略]

備考

1～5 [略]

6 港湾幹線道路の使用料は、E T Cシステム（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金收受システムをいう。）を利用して納付することができる。

第3条 神戸市港湾施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後		第3条による改正前	
別表第1（第15条関係）		別表第1（第15条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定</p>	港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定</p>

	する被牽引自動車を除く。)をいう。) 1台1回につき 1 1区間 <u>150円</u> 2 2区間(連続して通行する場合に限る。) <u>300円</u>		する被牽引自動車を除く。)をいう。) 1台1回につき 1 1区間 <u>110円</u> 2 2区間(連続して通行する場合に限る。) <u>210円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和6年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和6年10月1日

理 由

港湾施設である港湾幹線道路にETCシステムを導入する等に当たり、条例を改正する必要があるため。